

議案第2号

杉並区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「の事由」を「及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条に次の1項を加える。

2 職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

第3条の見出し中「及び休職の基準並びに」を「、休職及び降給の基準及び」に改め、同条第1項中「場合は」を「場合又は前条第2項の規定により職員を降給することができる場合は」に、「とする」を「であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るものとする」に改め、同条第4項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条第5項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第4条第3項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（降給の効果）

第7条 第2条第2項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号

給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合に
あつては、当該最低の号給)とする。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号)の一部を
次のように改正する。

第5条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「標準的な」を削
り、「人事委員会が定める」を「別表第3に掲げる等級別基準職務表に定めると
おりとする」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に、「前項の」を「前
項に規定する等級別基準職務表及び」に、「格付け」を「格付」に改める。

第6条の見出し中「昇格昇給」を「昇格昇給等」に改め、同条第8項中「ま
で」の次に「及び第7項」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8
項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する
条例(昭和50年杉並区条例第5号)第7条の規定に基づき、当該職員が降給
した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が
職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつ
ては、当該最低の号給)とする。

第6条の3中「第6条第7項」を「第6条第8項」に改める。

第16条第2項第2号中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第26条第1項第3号中「(昭和50年杉並区条例第5号)第2条」を「第2
条第1項」に改める。

第32条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

附則に次の1項を加える。

12 別表第3の規定の適用については、当分の間、同表アの部3級の項中「職
務」とあるのは「職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行
う係員の職務」と、同部4級の項中「又は主査の職務」とあるのは「若しくは
主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職
務」と、同部5級の項中「職務」とあるのは「職務又は困難な業務を処理する
係長、担当係長若しくは主査の職務」と、同表イの部2級の項中「職務」とあ
るのは「職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職

務」と、同部3級の項中「職務」とあるのは「職務、困難な業務を処理する技能主任の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部4級の項中「職務」とあるのは「職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」と、同表エの部4級の項及びオの部4級の項中「又は主査の職務」とあるのは「若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」とする。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

ア 行政職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務
8級	部長、担当部長又は参事の職務

イ 行政職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	技能主任の職務
3級	技能長の職務
4級	統括技能長の職務

ウ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係長、担当係長又は主査の職務

2 級	課長、担当課長又は副参事の職務
3 級	部長、担当部長又は参事の職務

エ 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

オ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

第 3 条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 4 条 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年杉並区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、同条第 7 号中「及び

勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

第6条第4項中「すべて」を「全て」に、「職を」を「職を前項に規定する等級別基準職務表及び」に、「格付け」を「格付」に改める。

第7条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、同条第1項中「教育委員会規則」を「杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同条第7項中「まで」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第7条の3中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

第15条第2項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第24条第1項第4号中「（昭和50年杉並区条例第5号）第2条」を「第2

条第1項」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	教諭の職務
2級	主任教諭の職務
3級	副園長の職務
4級	園長の職務

第7条 杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第9条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

第7条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「職を」を「職を前条第2項に規定する等級別基準職務表及び」に、「教育委員会規則」を「杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に、「格付け」を「格付」に改める。

第8条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、同条第7項中「まで」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第9条中「第8条第6項」を「第8条第7項」に改める。

第18条第2項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第26条第1項第4号中「（昭和50年杉並区条例第5号）第2条」を「第2条第1項」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第6条関係）

学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校、中学校又は特別支援学校の助教諭の職務
2級	小学校、中学校又は特別支援学校の教諭の職務
3級	小学校、中学校又は特別支援学校の主任教諭の職務
4級	小学校、中学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
5級	小学校、中学校又は特別支援学校の副校長の職務

第10条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区職員の分限に関する条例第2条第2項及び第7条の規定は、施行日以後の職員の行為に係る降給について適用する。
- 3 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年杉並区条例第42号）附則第2項及び第3項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委

員会」という。)が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの第2条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例第6条第7項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

- 4 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年杉並区条例第12号)附則第4項及び第5項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの第6条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条第6項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(提案理由)

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、等級別基準職務表を定める等の必要がある。

杉並区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の分限に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、杉並区職員（以下「職員」という。）の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他分限に関し、規定することを目的とする。</p> <p>（休職及び降給の事由）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。</u></p> <p>（降任、免職、休職及び降給の基準及び手続）</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、若しくは免職することができる<u>場合又は前条第2項の規定により職員を降給することができる場合は、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、杉並区職員（以下「職員」という。）の意に反する休職の事由_____、職員の意に反する降任、免職及び休職_____の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他分限に関し、規定することを目的とする。</p> <p>（休職_____の事由）</p> <p>第2条 略</p> <p>（降任、免職及び休職の基準並びに手続）</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、若しくは免職することができる<u>場合は</u>_____、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合とする</p>

において、必要があると認められるときに限るものとする。

2 及び 3 略

4 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 前条第 1 項の規定に基づき、職員を休職する場合の一般的基準及び手続に関しては、人事委員会規則で定める。

(休職の期間)

第 4 条 略

2 略

3 第 2 条第 1 項の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則で定める。

(降給の効果)

第 7 条 第 2 条第 2 項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

(失職の例外)

第 8 条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の

_____。

2 及び 3 略

4 職員の意に反する降任、免職又は休職_____の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 前条_____の規定に基づき、職員を休職する場合の一般的基準及び手続に関しては、人事委員会規則で定める。

(休職の期間)

第 4 条 略

2 略

3 第 2 条_____の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則で定める。

(失職の例外)

第 7 条 任命権者は、禁この刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の

<p>執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p>執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>
--	--

第2条による改正 (杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料表、適用範囲及び職務の級)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の給料表 (以下「給料表」という。) は、第25条に規定する職員以外の<u>全て</u>の職員に適用する。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>職務の内容は、別表第3に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>全て</u>の職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(給料表、適用範囲及び職務の級)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の給料表 (以下「給料表」という。) は、第25条に規定する職員以外の<u>すべての</u>職員に適用する。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は、人事委員会が定める</u>。</p> <p>4 任命権者は、<u>すべての</u>職員の職を前項の<u>人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付け</u>し、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>(初任給及び昇格昇給<u>の</u>基準)</p> <p>第6条 略</p>

2～6 略

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

8 略

9 第2項から第5項まで及び第7項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定める。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第16条 略

2～6 略

7 略

8 第2項から第5項まで_____の規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定める。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第16条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 略

3～7 略

(休職者等の給与)

第26条 休職等となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 杉並区職員の分限に関する条例 第2条第1項 _____に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2及び3 略

(災害派遣手当)

第32条 略

2 災害派遣手当の額は、別表第5に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 略

3～7 略

(休職者等の給与)

第26条 休職等となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 杉並区職員の分限に関する条例 (昭和50年杉並区条例第5号)第2条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2及び3 略

(災害派遣手当)

第32条 略

2 災害派遣手当の額は、別表第4に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 略

附 則

1～11 略

1.2 別表第3の規定の適用について

は、当分の間、同表アの部3級の項中

「職務」とあるのは「職務又は特に高

度の知識若しくは経験を必要とする業

務を行う係員の職務」と、同部4級の

項中「又は主査の職務」とあるのは

「若しくは主査の職務又は高度の知識

若しくは経験を必要とする業務を行う

主任主事の職務」と、同部5級の項中

「職務」とあるのは「職務又は困難な

業務を処理する係長、担当係長若しく

は主査の職務」と、同表イの部2級の

項中「職務」とあるのは「職務又は高

度の技能若しくは経験を必要とする業

務を行う係員の職務」と、同部3級の

項中「職務」とあるのは「職務、困難

な業務を処理する技能主任の職務又は

特に高度の技能若しくは経験を必要と

する業務を行う係員の職務」と、同部

4級の項中「職務」とあるのは「職務

又は困難な業務を処理する技能長の職

務」と、同表エの部4級の項及びオの

部4級の項中「又は主査の職務」とあ

るのは「若しくは主査の職務又は高度

の知識若しくは経験を必要とする業務

を行う主任主事の職務」とする。

附 則

1～11 略

第3条による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>

第4条による改正（杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

(5) 略	(4) 略
(6) 略	(5) 略
(7) 略	(6) 略
(8) <u>職員の退職管理の状況</u>	
(9) <u>職員の研修</u> の状況	(7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定</u> の状況
(10) 略	(8) 略
(11) 略	(9) 略

第5条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

第6条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表及び職務の級)

第6条 略

2 略

3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

4 教育委員会は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、給料表により給料を支給しなければならない。

(初任給及び昇格昇給等の基準)

第7条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

2～5 略

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である

(給料表及び職務の級)

第6条 略

2 略

3 前項の職務の分類の基準は、人事委員会の承認を得て、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

4 教育委員会は、すべての職員の職を_____人事委員会の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第7条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則_____で定める。

2～5 略

場合にあっては、当該最低の号給) と
する。

7 略

8 第2項から第4項まで及び第6項の
規定の実施について必要な基準は、人
事委員会の承認を得て、教育委員会規
則で定める。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の3 地方公務員法第28条の5
第1項又は第28条の6第2項に規定
する短時間勤務の職を占める職員(以
下「再任用短時間勤務職員」とい
う。)の給料月額は、第7条第7項の
規定にかかわらず、同項の規定による
給料月額に勤務時間条例第3条第3項
の規定により定められたその者の勤務
時間を同条第1項に規定する勤務時間
で除して得た数を乗じて得た額とす
る。

(通勤手当)

第15条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる
職員の区分に応じて、当該各号に掲げ
る額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表
第3に掲げる職員の区分及び自転車
等の片道の使用距離の区分に応じて
同表に掲げる額に支給月数を乗じて

6 略

7 第2項から第4項まで_____の
規定の実施について必要な基準は、人
事委員会の承認を得て、教育委員会規
則で定める。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の3 地方公務員法第28条の5
第1項又は第28条の6第2項に規定
する短時間勤務の職を占める職員(以
下「再任用短時間勤務職員」とい
う。)の給料月額は、第7条第6項の
規定にかかわらず、同項の規定による
給料月額に勤務時間条例第3条第3項
の規定により定められたその者の勤務
時間を同条第1項に規定する勤務時間
で除して得た数を乗じて得た額とす
る。

(通勤手当)

第15条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる
職員の区分に応じて、当該各号に掲げ
る額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表
第2に掲げる職員の区分及び自転車
等の片道の使用距離の区分に応じて
同表に掲げる額に支給月数を乗じて

<p>得た額</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>(休職者等の給与)</p> <p>第24条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 杉並区職員の分限に関する条例</p> <p><u>第2条第1項</u></p> <p>_____に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額</p> <p>2及び3 略</p>	<p>得た額</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>(休職者等の給与)</p> <p>第24条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 杉並区職員の分限に関する条例</p> <p><u>(昭和50年杉並区条例第5号) 第2条</u>に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額</p> <p>2及び3 略</p>
---	---

第7条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>

第8条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第9条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、学校教育職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(給料表)</p> <p>第7条 職員に適用する給料表は、学校教育職員給料表（<u>別表第2</u>）とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、学校教育職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項の職務の分類の基準は、人事委員会の承認を得て、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</u></p> <p>(給料表)</p> <p>第7条 職員に適用する給料表は、学校教育職員給料表（<u>別表第1</u>）とする。</p>

2 教育委員会は、全ての職員の職を前条第2項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める基準に従い、前項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により給料を支給しなければならない。

（初任給及び昇格昇給等の基準）

第8条 略

2～5 略

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

7 略

8 第2項から第4項まで及び第6項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第9条 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める

2 教育委員会は、すべての職員の職を
_____人事委員会の承認を得て教育委員会規則

_____で定める基準に従い、前項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格及び昇給の基準）

第8条 略

2～5 略

6 略

7 第2項から第4項まで_____の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第9条 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める

職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第8条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第18条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（1） 略

（2） 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

（3） 略

3～7 略

（休職者等の給与）

第26条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

（1）～（3） 略

（4） 杉並区職員の分限に関する条例 第2条第1項

職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第8条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第18条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（1） 略

（2） 前項第2号に掲げる職員 別表第2に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

（3） 略

3～7 略

（休職者等の給与）

第26条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

（1）～（3） 略

（4） 杉並区職員の分限に関する条例 （昭和50年杉並区条例第5号）第

<p>____に掲げる事由に該当して休職に されたときは、特別区人事委員会規 則で定める額</p> <p>2及び3 略</p>	<p><u>2条</u>に掲げる事由に該当して休職に されたときは、特別区人事委員会規 則で定める額</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

第10条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭 和25年法律第261号）<u>第24条第 5項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の 教育職員の給与等に関する特別措置法 （昭和46年法律第77号）第3条及 び第6条の規定に基づき、学校教育職 員の給与その他の勤務条件について特 例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭 和25年法律第261号）<u>第24条第 6項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の 教育職員の給与等に関する特別措置法 （昭和46年法律第77号）第3条及 び第6条の規定に基づき、学校教育職 員の給与その他の勤務条件について特 例を定めるものとする。</p>